

2023年5月11日

各 位

会社名 株式会社 テレビ東京ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 石川 一郎
(コード番号: 9413 東証プライム)
問合せ先責任者 執行役員 経営企画局長 加藤 仁
(Tel. 03-3587-3061)
<https://www.txhd.co.jp>

役員報酬制度の見直しによる 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」)の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2023年6月15日開催予定の第13回定時株主総会(以下「本株主総会」)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした報酬制度です。放送の公共性、安全性とのバランスに最大限配慮した制度設計としつつ、中長期的な当社の企業価値の向上につなげるのが狙いであり、なお、当社は、従前より、対象取締役に対して、役員持株会を通じて当社の普通株式を取得するための株式取得報酬を支給しておりますが、今回導入する譲渡制限付株式を付与する形での報酬体系に発展的に移行します。

本制度の導入に当たっては、譲渡制限付株式を付与するために必要な金銭債権を報酬として対象取締役に支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることが条件となります。当社の取締役の報酬等の額につきましては、本株主総会において年額600百万円以内(うち社外取締役は年額70百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません)とすること、及び譲渡制限付株式を付与するために必要な報酬枠は当該報酬枠とは別枠にて設定することについて、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額200百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません)とし、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年120,000株以内(本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(無償割当てを含みます)または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する)といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」)の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員並びに当社の子会社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

以 上